

## 7 公害等調整委員会

### (要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公害等調整委員会政策評価基本計画」(平成20年1月7日)及び1年ごとに定められる「公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、一般政策を対象として政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、実績評価方式及び事業評価方式により評価が行われている。

(注) 評価書は、公害等調整委員会ホームページで公表されている。

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm>

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

2件のうち1件は、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

##### イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていないものについては、数値化等により特定することが可能であるかどうか検討が必要である。その際には、政策の特性に応じた、他の評価方式への変更も視野に入れた検討を併せて行うことが必要である。

### (説明)

#### (1) 政策評価の枠組み

##### (基本計画等)

平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公害等調整委員会政策評価基本計画」(平成20年1月7日)及び1年ごとに定められる「公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、一般政策を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、公害等調整委員会において実施する政策評価の評価方式は、政策の特性等に応じ、同委員会の主要な政策について、実績評価方式を基本としつつ、適切な方式を用いるものとされている。

また、事前評価は、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとされている。一方、事後評価は、所掌事務の処理状況について取りまとめた上でその政策効果を把握し、必要に応じて政策の見直し及び改善並びに

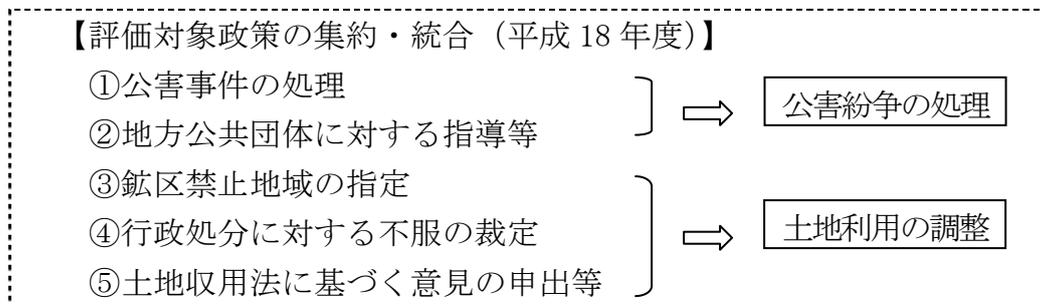
新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を見いだすよう努めるものとされている。

**（取組状況－一般政策についての政策評価）**

公害等調整委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを任務としている。すなわち、「公害紛争の処理」及び「土地利用の調整」が同委員会の二大任務となっている。

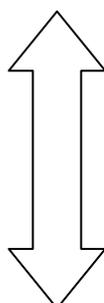
この公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策を対象として、図表Ⅱ－７－①のとおり、実績評価方式による評価が行われている。

評価対象とする政策は、平成 17 年度までは 5 政策であったが、18 年度からは、次のとおり、公害等調整委員会の二大任務に対応した 2 政策に集約・統合されている。



また、事前評価については、前述のとおり、基本計画において、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行う旨が定められているものの、図表Ⅱ－７－①のとおり、平成 19 年度までは実績がなく、20 年度に初めて 1 件実施された。

図表Ⅱ－7－① 公害等調整委員会における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 対象：身近で効率的な公害紛争処理  実施状況：平成 20 年 8 月 1 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;実績評価方式&gt; 対象：①公害紛争の処理 ②土地利用の調整  実施状況： 平成 15 年 7 月 5 件 16 年 8 月 5 件 17 年 7 月 5 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 20 年 8 月 2 件 21 年 8 月 2 件</p> </div>
	 事務事業 レベル		
<p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価の取組は、実績評価方式による評価が中心</li> <li>○ 事前評価は、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとされている。</li> <li>○ 事後評価は、所掌事務の処理状況について取りまとめた上でその政策効果を把握し、必要に応じて政策の見直し及び改善並びに新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を見いだすよう努めるものとされている。</li> </ul>			

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。  
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

## (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

### ア 現状

#### (審査の対象)

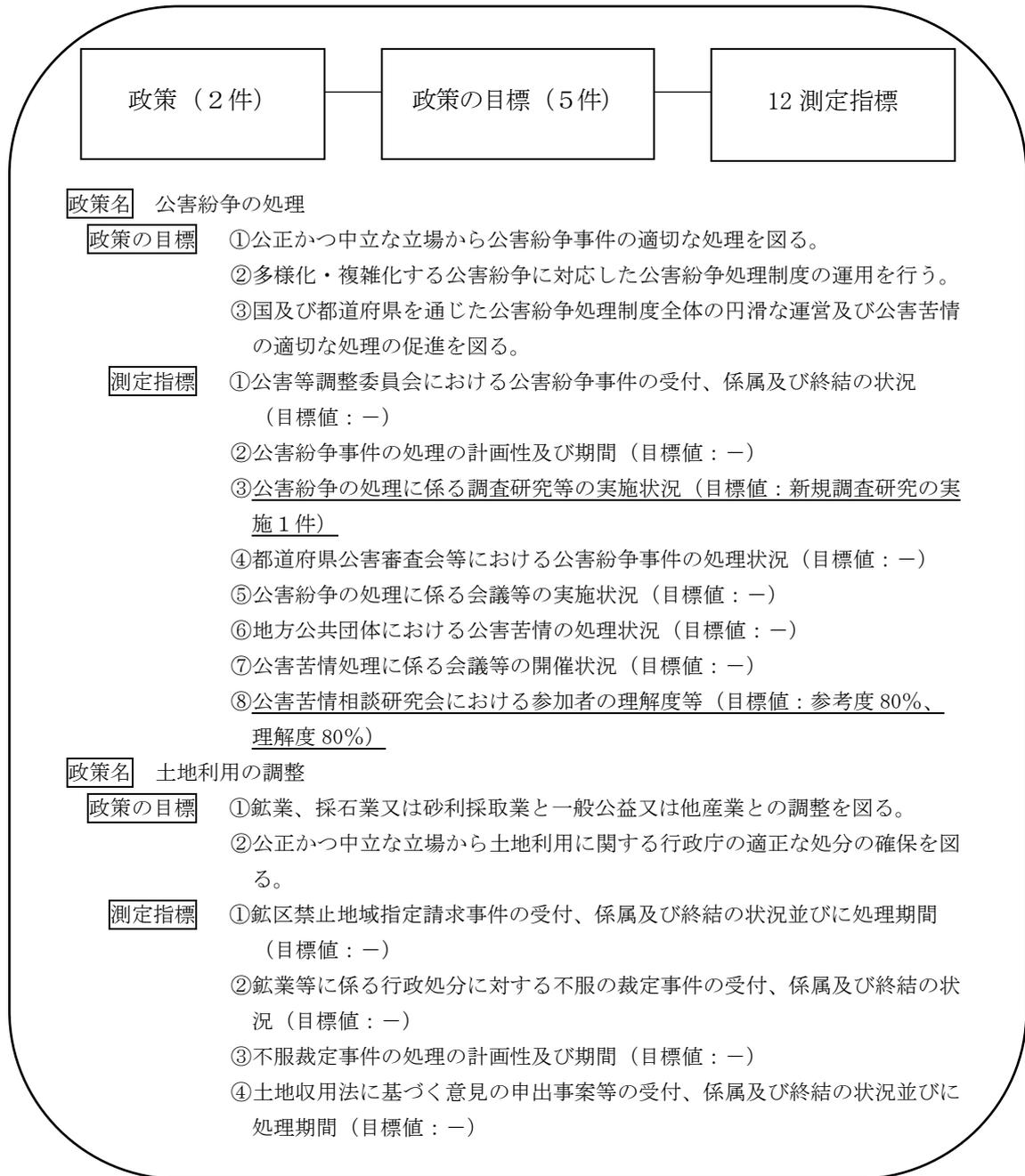
実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 2 件を審査の対象とした。

#### (評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる 2 政策について、図表Ⅱ－7－②のとおり、政策の目標が設定され、その下に測定指標が設定されている。「公害紛争の処理」には 8 測定指標、「土地利用の調整」には 4 測定指標、2 政策で計 12 測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により目標の達成度合いや進ちよく状況が測定され、その結果に基づき政策単位で行われている。

図表Ⅱ－７－② 公害等調整委員会における実績評価方式による  
評価の基本構造



（注）公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。

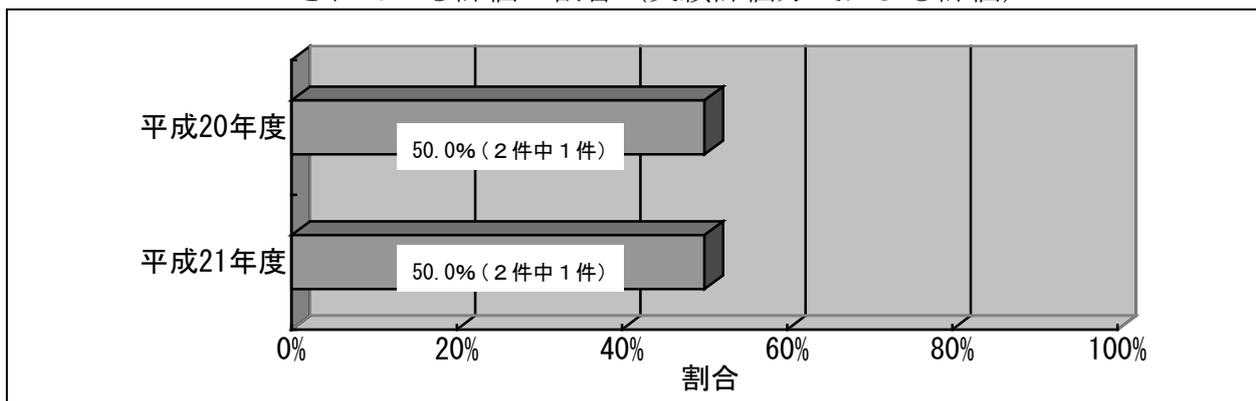
**（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）**

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－７－③のとおり、平成20年度と同じ50.0%（2件中1件）である。具体的には、図表Ⅱ－７－②のとおり、「公害紛争の処理」については、測

定指標「公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況」（目標値：新規調査研究の実施1件）及び「公害苦情相談研究会における参加者の理解度等」（目標値：参考度80%、理解度80%）が設定されており、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものの、「土地利用の調整」については、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない。

図表Ⅱ－7－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。  
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

## イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。

- ① 「公害紛争の処理」については、更に測定指標について目標値を設定する余地がないか検討が必要である。
- ② 「土地利用の調整」については、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能であるかどうか検討が必要である。その際には、政策の特性に応じた、他の評価方式への変更も視野に入れた検討を併せて行うことが必要である。